

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、令和 7 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

令和 7 年 9 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 試験の日時

令和 7 年 11 月 14 日（金曜日）午前 10 時から正午まで

2 試験の場所

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新館 11 階 111 号会議室

3 試験科目

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験願書の交付

(1) 窓口での交付

ア 交付期間

令和 7 年 9 月 24 日（水曜日）から同年 10 月 17 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）

イ 交付場所

佐賀県県土整備部河川砂防課 佐賀県庁新館 8 階

(2) 郵送による請求方法

ア 請求期間

令和 7 年 9 月 24 日（水曜日）から同年 10 月 15 日（水曜日）までの消印があるものを受け付けます。

封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書請求」と朱書きし、願書の

必要部数を明記の上、180 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒（縦 33.2 センチメートル横 24 センチメートル程度））を必ず同封し、イまで請求してください。

イ 請求先

佐賀県県土整備部河川砂防課 管理担当

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7161

5 受験申込みの方法

(1) 持参又は郵送の場合

ア 提出書類

受験願書、宛先明記の返信用はがき（85 円分の切手を貼った第 2 種郵便物に該当する通常はがきで裏面が白色無地のもの）及び写真（提出日前 6 月以内に撮影した正面上半身像の縦 6 センチメートル横 4 センチメートルのもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

イ 受験手数料

8,100 円（佐賀県収入証紙によること。）

ウ 受付期間

令和 7 年 10 月 6 日（月曜日）から同月 24 日（金曜日）まで（休日等を除く。）郵送の場合は、特定記録郵便で郵送してください。令和 7 年 10 月 22 日（水曜日）までの消印があるものを受け付けます。

エ 提出先

4 の(2)のイの部局

(2) インターネット申込みの場合

ア 申込方法

佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>) の申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。

イ 受験手数料

8,000 円（インターネットバンキング等を利用して支払うことができます。）

ウ 受付期間

令和7年10月6日（月曜日）午前8時から同月17日（金曜日）午後5時までに受信したものを受け付けます。

エ 注意事項

提出書類は佐賀県ホームページの申請・届出メニューからアップロードすることができます。別送されるときは、宛先明記の返信用はがき（85 円分の切手を貼った第2種郵便物に該当する通常はがきで裏面が白色無地のもの）及び写真（申込み前6月以内に撮影した正面上半身像の縦6センチメートル横4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を申込日から3日以内に4の(2)のイの部局まで提出してください。郵送の場合は、特定記録郵便で郵送してください。申込日から3日以内の消印のあるものまで受け付けます。

6 問い合わせ先

4の(2)のイの部局

7 合格発表

試験の合否にかかわらず、受験者全員に合格又は不合格の通知を行います。
また、佐賀県ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果は、以下の内容について情報の提供を受けることができます。

情報提供を希望される場合は、受験者本人であることを証明する書類（受験票、免許証等）を持参の上、午前8時 30 分から午後5時までの間に河川砂防課に事前連絡の上、直接おいでください。ただし、休日等を除きます。

（試験結果の情報提供は受験者本人以外に対して行うことはできません。）

なお、電話、はがき等による情報提供はできません。

情報提供内容	情報提供期間	情報提供場所
科目別得点及び 総合得点	合格発表の日から 1 か月間	佐賀県県土整備部河川砂防課 佐賀市城内一丁目1番59号 (佐賀県庁新館8階)